

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】令和4年8月24日(2022.8.24)

【国際公開番号】WO2021/033725
 【出願番号】特願2021-540968(P2021-540968)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/73(2006.01)
 A 6 1 K 8/04(2006.01)
 A 6 1 Q 19/00(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 8/73
 A 6 1 K 8/04
 A 6 1 Q 19/00

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月16日(2022.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水性媒体、及び前記水性媒体中に分散しているヒアルロン酸粒子を含有し、かつ、前記ヒアルロン酸粒子の平均粒子径が、200nm以下である、化粧品。

【請求項2】

前記ヒアルロン酸の重量平均分子量が、10,000,000以下である、請求項1に記載の化粧品。

30

【請求項3】

無機塩及び有機酸塩から選択される少なくとも一種の塩を含む、請求項1又は2に記載の化粧品。

【請求項4】

前記無機塩が、硝酸ナトリウム、硫酸ナトリウム、塩化ナトリウム、硝酸カリウム、硫酸カリウム、塩化カリウム、硝酸カルシウム、硫酸カルシウム、塩化カルシウム、硝酸マグネシウム、硫酸マグネシウム、塩化マグネシウム、硝酸アルミニウム、硫酸アルミニウム、及び塩化アルミニウムから選択される少なくとも一種であり、前記有機酸塩が、有機酸と、ナトリウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、又はアルミニウムイオンとが結合した塩である、請求項3に記載の化粧品。

40

【請求項5】

前記塩のイオン強度が、0.01以上である、請求項3又は4に記載の化粧品。

【請求項6】

前記ヒアルロン酸粒子の含有量が、0.005質量%以上である、請求項1～5のいずれか一項に記載の化粧品。

【請求項7】

イオン性化合物、グリコール類、エタノール、及び尿素の含有量が、それぞれ15質量%以下である、請求項1～6のいずれか一項に記載の化粧品。

【請求項8】

皮膚に対して適用される、請求項1～7のいずれか一項に記載の化粧品。

50

【請求項 9】

水又は緩衝液に塩を配合した後に、ヒアルロン酸をさらに配合してヒアルロン酸粒子を調製する、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の化粧料の製造方法。

【請求項 10】

ヒアルロン酸を水又は緩衝液に配合してヒアルロン酸を溶解させた後に、塩をさらに配合してヒアルロン酸粒子を調製する、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の化粧料の製造方法。

10

20

30

40

50